

医療法人 原会
指定短期入所生活介護
指定介護予防短期入所生活介護

ショートハウス 銘仙の家

運 営 規 程

ショートハウス 銘仙の家 （短期入所生活介護）

（事業の目的）

第1条 医療法人 原会が開設するショートハウス銘仙の家（以下「施設」という。）が行う指定短期入所生活介護の事業および指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定短期入所生活介護および指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定短期入所生活介護および指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 利用者の個人情報の取り扱いについては、その利用目的を示しあらかじめ本人および家族の同意を得た上で取り扱うものとし、個人情報保護法に精神に立って個人情報などの管理に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名 称 ショートハウス銘仙の家

二 所在地 群馬県伊勢崎市平和町19-10

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業に従事する従業者の職種、人員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名（併設事業所の管理者と兼務）
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

二 従業者

医師	1名以上（非常勤）
生活相談員	1名以上（常勤兼務）
看護職員	1名以上
介護職員	6名以上
栄養士	1名以上
機能訓練指導員	1名以上

従業者は、指定短期入所生活介護および指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる。

三 事務職員 1名以上（常勤兼務）
事務職員は、必要な事務を行う。

（利用定員）

第5条 利用定員は20名とする。

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容)

第6条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導（相談援助等）
- 二 機能訓練（日常動作訓練）
- 三 介護サービス
- 四 健康状態の確認
- 五 送迎
- 六 給食サービス
- 七 入浴サービス
- 八 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第7条 指定短期入所生活介護および指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護および指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。（別紙 利用料金表を参照とする）

- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。
 - 一 次条に規定する通常の送迎の実施地域を超えて行う送迎の費用として、1キロメートルごとに、100円。
 - 二 滞在に要する費用。
 - 三 食事の提供に要する費用。
 - 四 理美容代費。
 - 五 その他指定短期入所生活介護および指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとすることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、伊勢崎市及び前橋市、太田市、本庄市、玉村町の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、指定短期入所生活介護および介護予防短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- 二 機能訓練室を利用する際には、機能訓練指導員の指示に従う。
- 三 浴室を利用する際には、入浴介助の職員の指示に従う。
- 四 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時における対応方法)

第 10 条 従業者は、短期入所生活介護および介護予防短期入所生活介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者、家族及び主治医に報告しなければならない。

（虐待防止の関する事項）

第 11 条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止のための対策を検討する委員会
 - 二 虐待の防止のための指針
 - 三 虐待の防止のための従業者に対する研修
 - 四 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者
- 2 施設は、サービスの提供中に、従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（身体拘束の制限）

第 12 条 利用者または他の利用者等の生命又は、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は、行わない。ただし利用者などの生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合、入居契約に定める契約者もしくは、身元引受人と期間、方法などの協議し同意を得た上で、身体的拘束を行なうこともある。

- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- 一 身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を 3 か月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 介護職員その他の従業者に対して、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（非常災害対策）

第 13 条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、施設はこの計画に基づき、毎年 5 月及び 10 月に避難及び救出その他必要な訓練を行う。

（業務継続計画の策定）

第 14 条 施設は、感染症や食中毒、または非常災害の発生時においても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続計画（BCP=BusinessContinuityPlan）を策定し、研修の実施、訓練の実施をおこなわなければならない。

（感染症）

- 第15条 施設は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に定める措置を講じなければならない。
- 2 感染対策委員会を設置し、定期的を開催するとともにその結果について職員に周知徹底する。
 - 3 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - 4 前号に定める指針に基づき、従業者に対する研修を定期的に行う。

（要望及び苦情処理）

- 第16条 施設は提供したサービス等に関し利用者又は家族から要望及び苦情があったときは、管理者の責任において迅速かつ適切に対応し、その対応策を要望及び苦情を申し出た者に説明するものとする。
- 2 要望及び苦情の処理システムは、サービス向上委員会で定めるものとする。
苦情窓口・連絡先 0270-20-1211
介護保険相談窓口：
群馬県国民健康保険団体連合会 連絡先 027-290-1323
伊勢崎市介護保険課 連絡先 0270-27-2743
このほか、お住まいの各市町村介護保険課窓口
 - 3 利用者又は家族の要望及び苦情を受け付ける為に所定の場所に「ご意見箱」を設置するものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

- 第17条 施設は、事故発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。
- 2 事故が発生した場合の対応、次の各号に規定する報告の方法が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - 3 事故が発生した場合又は、それに至る危険性がある事態を生じた場合に、当該事実が確認され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
 - 4 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。
 - 5 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、マニュアルに基づいて、直ちに必要な措置をとるとともに、利用者の家族等に連絡をしなければならない。死亡事故その他の重大な事故については、遅滞なくその概要を県及び市町村に報告しなければならない。
 - 6 前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録する。
 - 7 利用者に対するサービス提供より賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（サービスの質の評価）

- 第18条 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。なお、評価にあたってはサービス向上委員会を組織して行うこととする。
- 2 前項に定めるサービス向上委員会は、従業者以外の者をもって組織するよう努めなければならない。
 - 3 施設は、第一項に定めるサービス向上委員会の評価を要約し、公表するように努めなければならない。

(秘密の保持)

- 第 19 条 施設の職員又は職員であった者は、業務上の知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りではない。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含める。

(施設の利用にあたっての留意事項)

- 第 20 条 居室、共用施設、敷地その他の利用にあたっては、その本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 21 条 施設は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
 - 二 継続研修 年 12 回

(職場環境の整備)

- 第 22 条 施設は、施設内において、ハラスメントが発生しないよう措置を講じ、職場環境を整備しなければならない。

(委任)

- 第 23 条 この規程に定める事項の外、この規定の施行に関し必要な事項は、医療法人 原会の同意を得て、管理者が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

平成 24 年	4 月	1 日	一部変更
平成 24 年	11 月	1 日	一部変更
平成 26 年	5 月	1 日	一部変更
平成 27 年	4 月	1 日	一部変更
平成 27 年	8 月	1 日	一部変更
平成 27 年	10 月	1 日	一部変更
平成 30 年	4 月	1 日	一部変更
令和 元年	10 月	1 日	一部変更
令和 2 年	4 月	1 日	一部変更
令和 3 年	4 月	1 日	一部変更
令和 6 年	4 月	1 日	一部変更
令和 7 年	4 月	1 日	一部変更
令和 8 年	6 月	1 日	一部変更

※ 第 7 条の利用料等については、別紙のとおりとし、別紙の一覧表などを添付するなど懇切丁寧な説明に留意する。

別紙

費 用 区 分	費 用 の 額
滞在に要する費用	多床室 日額 8 5 5 円 従来型個室 日額 1, 1 7 1 円
個室料	個室料 日額 1, 9 3 5 円（従来形個室のみ）
滞在に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	多床室 第1段階認定者 日額 0 円 第2段階認定者 日額 3 7 0 円 第3段階認定者 日額 3 7 0 円 従来型個室 第1段階認定者 日額 3 2 0 円 第2段階認定者 日額 4 2 0 円 第3段階認定者 日額 8 2 0 円
食事の提供に要する費用	朝食 5 9 0 円 昼食 6 7 0 円 夕食 6 7 0 円
食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 日額 3 0 0 円 第2段階認定者 日額 6 0 0 円 第3段階①認定者 日額 1, 0 0 0 円 第3段階②認定者 日額 1, 3 0 0 円